

氏名 [名][姓]  
会社名  
住所1行目 [町名・番地]  
住所2行目  
市町村名  
国名/州・郡名  
郵便番号

弊社参照番号：  
お客様参照番号：

年月日 [日][月][年]

拝啓

**Britannia Steam Ship Insurance Association Limited（「ブリタニヤ」）の確約証に基づく債務の Britannia Steam Ship Insurance Association Europe m.a.（「ブリタニヤヨーロッパ」）への譲渡提案について**

弊社の記録上、ブリタニヤが保険者である一隻以上の船舶に関連してブリタニヤまたはそれに代わる者が発行した確約証に基づく受益者である方、またはかかる方の指定代理人である（だった）方にお知らせいたします。かかる確約証の利害関係者が他に存在するとお考えの場合、この書面および同封する文書の写しをかかるとお考えの利害関係者（の皆様）にお渡しください。

2000年金融サービス市場法第7編に基づく保険事業譲渡計画（「**本事業譲渡計画**」）に従い、イングランド・ウェールズ高等法院（「**裁判所**」）による本事業譲渡計画の承認を前提として、ブリタニヤが発行したすべての未決済確約証は、2021年2月20日付でブリタニヤヨーロッパに譲渡されます。

確約証がイングランド以外の法律に準拠する場合、かかる法律では厳密な法律上の観点から、本事業譲渡計画が自動的に認知されない場合があります。かかる場合も、本事業譲渡計画には十分な保護が組み込まれているため、それらの確約証の受益者に重大な損害を生じることはありません。その保護には、ブリタニヤが発行した未決済のあらゆる確約証に基づく債務をすべてブリタニヤヨーロッパが履行するという事実、ならびにブリタニヤの全資産がブリタニヤヨーロッパの譲受した請求および債務の充足に利用可能となるという事実が含まれます。さらに、提案中の事業譲渡後も、譲渡済の事業はティンドールライレーがさまざまな組織を通して引き続き管理することになるため、確約証に基づくすべての請求者には、請求の事務管理プロセスおよび有効な請求の決済時に支払われる保険金額に関する変更は一切ありません。

### 第三者の意見

提案中の事業譲渡により、悪影響を受けると考えるすべての方は、2021年1月29日に予定する裁判所聴取会にご参加いただき、ご本人または代弁者の法廷弁護士もしくは事務弁護士により、異議を表明する権利があります。この聴取会は、Rolls Building, 7 Rolls Buildings, Fetter Lane, London EC4A 1NL（所在地）で行われる予定です。ご本人または代理人が、裁判所聴取会に出席を予定される場合、聴取会の日付または会場などに変更があればお知らせできるよう、可能な限り早急に、できれば聴取会の10営業日前までにお知らせいただくようお願いします。

本事業譲渡計画に反対の方、または本事業譲渡計画による悪影響を受ける可能性があるとお考えの方で、聴取会には出席を希望されない場合、以下に記載する住所宛の書面による通知または以下に記載する専用番号へのお電話で、いずれも可能な限り早急に、できれば2021年1月22日までに、ブリタニヤおよびブリタニヤヨーロッパにお知らせいただくことにより、本事業譲渡計画に関する異議を表明することができます。すべての異議は、聴取会の席上、裁判所に提出いたします。

### 詳細情報

本状に、本事業譲渡計画の概要および独立専門家による本事業譲渡計画に関する報告書（「本譲渡計画報告書」）の要旨を記載した告知書を同封いたします。また、本事業譲渡計画および本譲渡計画報告書と併せて、ブリタニヤのウェブサイト、<https://britanniapandi.com/part-vii-transfer/> でご覧いただけます。または、+44 (0)20 7407 3588 へのお電話もしくは [BritanniaPartVII@tindallriley.com](mailto:BritanniaPartVII@tindallriley.com) 宛の E メールで、もしくは Tindall Riley (Britannia) Limited, Regis House, 45 King William Street, London EC4R 9AN（郵便宛先）への書面で、ブリタニヤチームまでご連絡いただくこともできます

この情報は、<https://britanniapandi.com/part-vii-transfer/> で引き続きご確認いただくようお勧めします。譲渡プロセスの進行に従い、裁判所聴取会の日時または会場および結果の詳細を含め、情報の更新を継続いたします。また、2021年1月中に、独立専門家による補足報告書も公表いたします。

異議の表明をご希望の方は、[BritanniaPartVII@tindallriley.com](mailto:BritanniaPartVII@tindallriley.com) への E メールまたは Tindall Riley (Britannia) Limited, Regis House, 45 King William Street, London EC4R 9AN（郵便宛先）への書面で Phillippa Smith（フィリパ・スミス）宛に、可能な限り早急に反論の理由をお知らせください。または、+44 (0)20 7407 3588 までお電話ください。

敬具

**Tindall Riley (Britannia) Limited**